（法第十条第四項の基準に適合することの確認等の方法）

第四十条　法第十条第四項の基準に適合することの確認は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について確認主任者（同表第三号から第六号までの場合にあつては、当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、同表の下欄に掲げる基準適合証又は航空日誌に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

確認の区分	事項	基準適合証又は航空日誌
一・二　（略）	（略）	次条第一項の設計基準適合証
三　法第十三条第四項の確認	型式証明を受けた型式の航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
四　法第十三条の二第四項の確認	追加型式設計の承認を受けた航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
五　法第十七条の二第二項の確認	修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	
六　法第十七条の二第四項の確認	修理改造設計の承認を受けた設計の変更について、当該変更後の修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	
七　法第十八条第三項第一号の確認	（略）	（略）
八　法第十八条第三項第二号の確認	（略）	装備品の修理又は改造の過程及びその作業完了後の現状について、当該装備品が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。
九　法第十八条第三項第三号の確認	航空機の整備又は改造の計画（修理又は改造のための設計に係るものを除く。）及び過程並びにその作業完了	

（法第十条第四項の基準に適合することの確認等の方法）

第四十条　法第十条第四項の基準に適合することの確認は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について確認主任者（同表第三号及び第四号の場合にあつては、当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、同表の下欄に掲げる基準適合証又は航空日誌に署名又は記名押印することにより行うものとする。

確認の区分	事項	基準適合証又は航空日誌
一・二　（略）	（略）	次条第一項の設計基準適合証
三　法第十三条第四項の確認	型式証明を受けた型式の航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
四　法第十三条の二第四項の確認	追加型式設計の承認を受けた航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
（新設）		
五　法第十七条第三項第一号の確認	（略）	（略）
六　法第十七条第三項第二号の確認	（略）	装備品の修理又は改造の計画及び過程並びにその作業完了後の現状について、当該装備品が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。
七　法第十七条第三項第三号の確認	航空機の整備又は改造の計画及び過程並びにその作業完了後の現状について、次のイからハまでに掲げる航	